

飯南町分別収集計画

令和7年6月

島根県 飯南町

飯南町分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義.....	1
2	基本的方向.....	1
3	計画期間.....	1
4	対象品目.....	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法.....	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (第8条第2項第7号)	9

添付資料

1	ごみ排出量の推計方法	添付-1
2	容器包装廃棄物の排出量の見込み	添付-3
3	容器包装廃棄物の資源化量の推計	添付-4

飯南町分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

飯南町（以下、「本町」という。）の廃棄物処理は、限りある資源を有効活用し、リサイクルすることでごみを減量し、さらにごみの適正処理を広域的かつ積極的に進める必要がある。

分別収集計画（以下「本計画」という。）は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進は、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ①ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- ②地球環境保全に向けた廃棄物の適正処理
- ③住民・事業者と行政が一体となった排出抑制・資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画期間（令和8年度～令和12年度）における対象品目は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボールとする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

本町から排出される容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込みは、表1のとおりとする。

表1 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(単位：t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	355	349	342	335	327
製品プラスチック	8	8	8	8	8

《参考》 容器包装廃棄物の排出量内訳の見込み

(単位：t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール製容器	7	7	7	7	7
アルミ製容器	14	14	14	13	13
無色のガラス製容器	20	20	19	19	18
茶色のガラス製容器	100	98	96	94	92
その他のガラス製容器	4	4	4	4	4
飲料用紙製容器包装	6	6	6	6	6
段ボール	45	44	43	42	41
その他の紙製容器包装	33	32	32	31	30
ペットボトル	26	26	25	25	24
白色トレイ	3	3	3	3	3
その他のプラスチック製容器包装	97	95	93	91	89

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

本町から排出される容器包装廃棄物の排出抑制の方策は、表2に示すとおりである。今後は、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集のため、住民協力等が一層得られるようこれらの方策を実施していくものとする。

表2 容器包装廃棄物の排出抑制の方策

施策名	具体的な内容	公共 関与
住民運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別ポスターや啓発チラシの作成・配布のほか、CATVやホームページ、パンフレット、ごみ減量啓発DVDの貸し出し等、様々な媒体を活用した啓発活動を行う。 ・ 新たな分別方法や分別の重要性・必要性を広報等で周知徹底する。 ・ マイバックの持参、使い捨てプラスチック削減の必要性を周知徹底する。 	<input checked="" type="radio"/>
環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省、島根県が提供する様々な教材、プログラム等の活用を推進するとともに、出前講座の活用も推進する。 ・ 地域単位での学習や取組を支援する。講師として担当職員を派遣し、地域住民の自主的な活動で20人以上の参加が見込まれる場合、しまね環境アドバイザーによる講演会開催等も斡旋する。 ・ 小・中学校の社会教育や地域の自主的組織等を対象に施設見学等を行う。 	<input checked="" type="radio"/>
事業者の協力推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店頭回収導入店舗を支援し、使用者に対する啓発を行う。 ・ ごみ発生・排出削減、分別徹底を指導し、多量排出事業者に対して、廃棄物処理担当者の選任やごみ減量、再資源化等を進めるための計画書を提出させるなど、指導強化を図る。 	<input checked="" type="radio"/>
回収システム等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別不徹底の住民・事業者へ再分別を依頼し、分別徹底を啓発する。 ・ 介護が必要な住民、障がいのある住民を対象とした支援方法、支援体制の構築について検討していく。 	<input checked="" type="radio"/>
処理システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な機能検査の実施、補修計画、設備更新計画を立案し、安定的な処理を行う。長期的には周辺自治体とともに次期ごみ広域処理施設について事業推進を図る。 	<input checked="" type="radio"/>
経済的システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理手数料の徴収が、排出抑制や分別徹底のインセンティブ(行動などへの刺激、動機)となるよう制度の在り方を検討していく。 ・ ごみ処理経費等の情報を広く公表し、ごみ処理手数料徴収の意義について理解を得る。 	<input checked="" type="radio"/>
率先行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯南町役場の本庁及び支所において資源回収率の向上並びに再生品の使用に努める。 	<input checked="" type="radio"/>

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

本計画における分別収集の対象品目及び分別の区分は、表3に示すとおりとする。

表3 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装	資源ごみ (ビン・カン)
主としてアルミニウム製の容器包装	
主として ガラス製の 容器包装	資源ごみ (ビン・カン) 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	資源ごみ (古紙類)
主として段ボール製の容器	資源ごみ (古紙類)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みは、表4のとおりとする。

表4 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み (単位:t)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主としてアルミ製の容器	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
無色のガラス製容器	(合計) 11 t		(合計) 10 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t	
	(引渡量) 11 t	(独自処理量) 10 t	(引渡量) 9 t	(独自処理量)	(引渡量) 9 t	(独自処理量)	(引渡量) 9 t	(独自処理量)	(引渡量) 9 t	(独自処理量)
茶色のガラス製容器	(合計) 12 t		(合計) 11 t		(合計) 10 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t	
	(引渡量) 12 t	(独自処理量) 11 t	(引渡量) 10 t	(独自処理量)	(引渡量) 9 t	(独自処理量)	(引渡量) 9 t	(独自処理量)	(引渡量) 9 t	(独自処理量)
その他のガラス製容器	(合計) 3 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t	
	(引渡量) 3 t	(独自処理量) 4 t	(引渡量) 4 t	(独自処理量)	(引渡量) 4 t	(独自処理量)	(引渡量) 4 t	(独自処理量)	(引渡量) 4 t	(独自処理量)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主として段ボール製の容器	36 t		36 t		36 t		35 t		35 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)	(引渡量) 0 t	(独自処理量)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

$$\text{特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み} = \text{ごみ排出量将来推計値} \times \text{最新の容器包装廃棄物の資源化率}$$

ごみ排出量の将来推計値は、令和2年度から令和6年度における実績値をもとに将来推計を行った。

なお、本町のごみ処理は、本町及び雲南市を構成市町村とする雲南市・飯南町事務組合（以下「組合」という。）を主体として行っている。

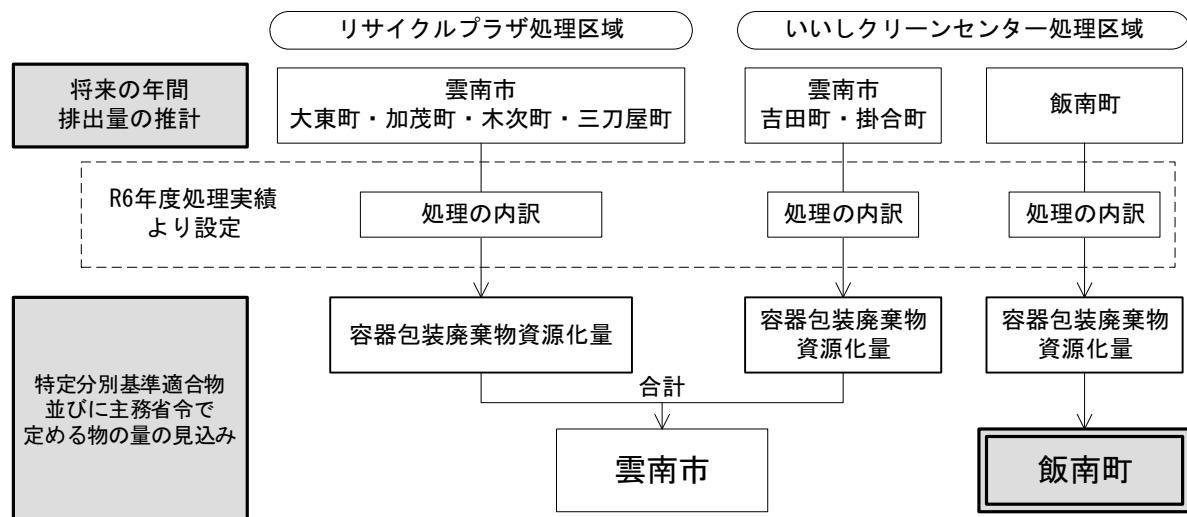


図1 特定分別基準適合物見込み量の算定方法

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(第8条第2項第5号)

本町から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者(主体)は、表5のとおりとする。

スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器は資源ごみとして、組合が収集・運搬・分別（選別）し、いいしクリーンセンターに貯留する。

飲料用紙製容器、段ボールについては、組合が収集・運搬し、いいしクリーンセンターにおいて貯留する。

表5 分別収集の実施主体（排出ごみ）

容器包装廃棄物の種類	収集に係わる 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	資源ごみ (ビン・カン)	組合 (委託)	組合 (選別→貯留)
アルミ製容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	資源ごみ (古紙類)	組合 (委託)	組合 (貯留)
段ボール			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備概要は、表6のとおりとする。

中間処理については、組合のいいしクリーンセンターにて、スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器を分別(選別)し、圧縮貯留あるいは色別貯留する。

また、飲料用紙製容器、段ボールは同施設にて貯留する。

プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別収集の実施を見据え、令和14年度の供用開始を目指す雲南市、奥出雲町、飯南町での広域処理施設整備を検討している。

表6 分別収集の用に供する施設整備概要

容器包装廃棄物	分別区分	収集容器	ステーション等	収集機材	中間処理施設
スチール製容器 アルミ製容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	資源ごみ	指定袋	収集ボックス	パッカー車	いいしクリーンセンター(選別→貯留)
飲料用紙製容器 段ボール		紐で結束	収集ボックス	パッカー車	いいしクリーンセンター(貯留)

中間処理施設の概要

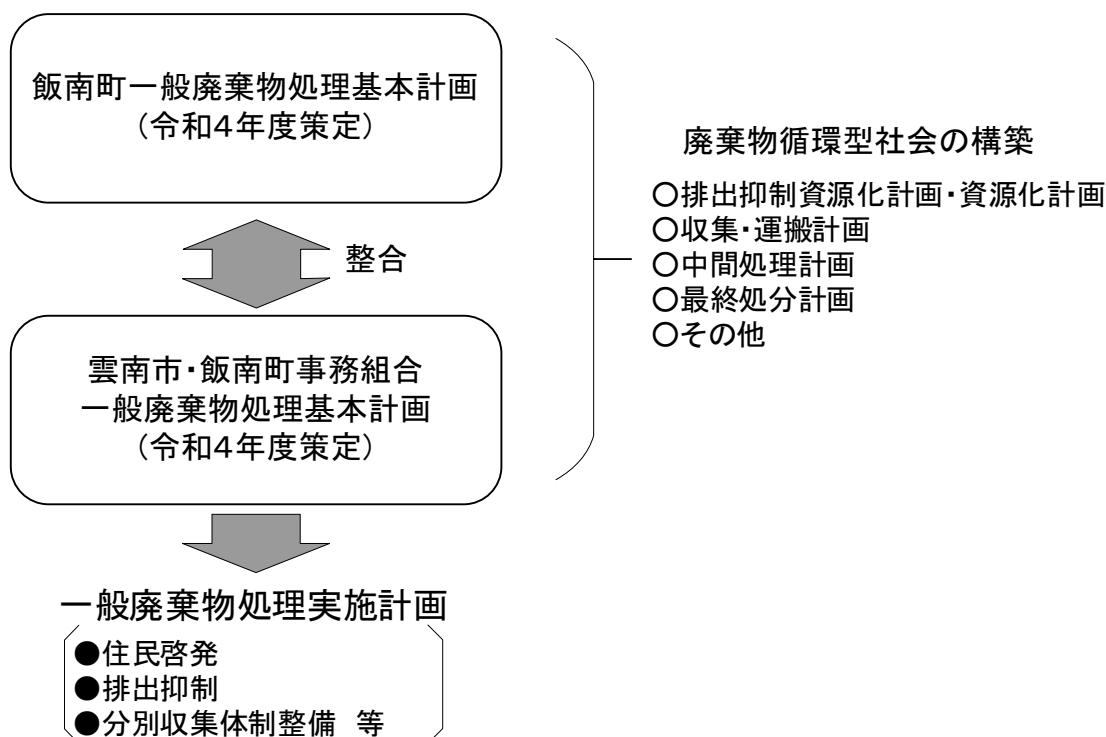
設置主体	雲南市・飯南町事務組合
名称	いいしクリーンセンター
設置場所	飯石郡飯南町都加賀 698-1
供用開始	平成15年8月
処理能力	2.4t/日
処理方式	破碎・選別・圧縮

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (第8条第2項第7号)

いいしクリーンセンター処理区域では令和2年度から分別区分を一部変更し、令和3年度中に雲南エネルギーセンターでの可燃ごみ統合処理を開始した。いいしクリーンセンター処理区域では、引き続き分別勉強会を開催するなど、新分別区分の周知、ごみの適正排出と分別の徹底を図る。

なお、この分別変更により、ペットボトルは可燃ごみとして回収している。

これらの施策は、図2に示すとおり本町及び組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画のほか、一般廃棄物処理実施計画に位置づけて実施する。



添付資料

1 ごみ排出量の推計方法

本町におけるごみ排出量の将来推計は、令和2年度から令和6年度における実績値をもとに単純推計を行った。（表1）

単純推計の手順は次のとおりである。

- ①推計は令和2年度から令和6年度の5年間の実績に基づくトレンド法により行う。
- ②計画収集人口については、（行政区域内人口－自家処理人口）により求める。なお、自家処理人口は0人である。

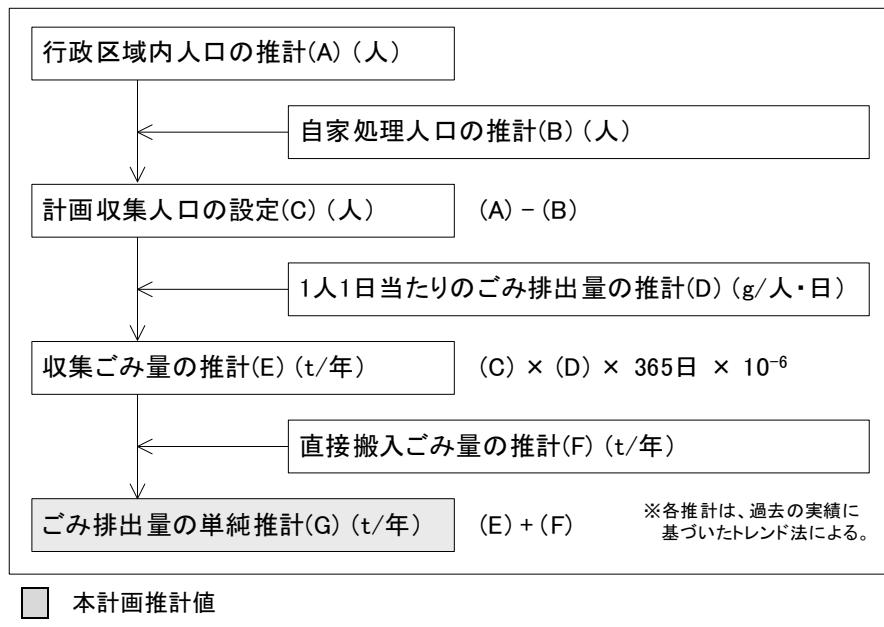


図1 ごみ排出量の推計方法

表1 ごみ排出量の実績及び将来推計結果

		年度	実績	推計	→				
人	行政区域内人口	[人]	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
口	計画処理区域内人口	[人]	4,370	4,282	4,194	4,106	4,018	3,931	3,843
		年間ごみ量 [t/年度]	605	592	579	567	554	541	529
収集ごみ	可燃ごみ	一日ごみ量 [t/日]	1.66	1.62	1.59	1.55	1.52	1.48	1.45
		原単位 [g/人/日]	379.5	378.9	378.4	378.0	377.6	377.2	376.9
		年間ごみ量 [t/年度]	38	38	37	36	35	35	34
	不燃ごみ	一日ごみ量 [t/日]	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09
		原単位 [g/人/日]	23.9	24.0	24.1	24.1	24.2	24.2	24.3
		年間ごみ量 [t/年度]	24	23	23	22	22	21	21
	資源ごみ (ビン・カン)	一日ごみ量 [t/日]	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
		原単位 [g/人/日]	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9
		年間ごみ量 [t/年度]	74	73	72	71	70	69	67
	資源ごみ (古紙・布類)	一日ごみ量 [t/日]	0.20	0.20	0.20	0.19	0.19	0.19	0.18
		原単位 [g/人/日]	46.2	46.6	47.0	47.3	47.5	47.8	48.0
		年間ごみ量 [t/年度]	741	726	711	696	681	666	651
	合計 (収集ごみ)	一日ごみ量 [t/日]	2.03	1.98	1.95	1.90	1.87	1.83	1.78
		原単位 [g/人/日]	464.5	464.4	464.4	464.3	464.2	464.1	464.1
直接搬入ごみ	可燃ごみ (可燃性粗大含む)	年間ごみ量 [t/年度]	221	219	212	208	204	200	197
		一日ごみ量 [t/日]	0.61	0.60	0.58	0.57	0.56	0.55	0.54
		原単位 [g/人/日]	138.6	140.1	138.5	138.8	139.1	139.4	140.4
	不燃ごみ (不燃性粗大含む)	年間ごみ量 [t/年度]	114	109	106	103	99	95	91
		一日ごみ量 [t/日]	0.31	0.30	0.29	0.28	0.27	0.26	0.25
		原単位 [g/人/日]	71.3	69.7	69.2	68.7	67.5	66.2	64.9
	資源ごみ (ビン・カン)	年間ごみ量 [t/年度]	5	5	5	5	4	4	4
		一日ごみ量 [t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		原単位 [g/人/日]	3.4	3.2	3.3	3.3	2.7	2.8	2.9
	資源ごみ (古紙・布類)	年間ごみ量 [t/年度]	23	22	22	22	22	22	22
		一日ごみ量 [t/日]	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
		原単位 [g/人/日]	14.2	14.1	14.4	14.7	15.0	15.3	15.7
	その他	年間ごみ量 [t/年度]	3	2	2	2	2	2	2
		一日ごみ量 [t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		原単位 [g/人/日]	1.9	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4
	合計 (直搬ごみ)	年間ごみ量 [t/年度]	366	357	347	340	331	323	316
		一日ごみ量 [t/日]	0.99	0.96	0.93	0.91	0.89	0.87	0.85
		原単位 [g/人/日]	229.4	228.4	226.7	226.9	225.7	225.1	225.3
合計	可燃ごみ (可燃性粗大含む)	年間ごみ量 [t/年度]	826	811	791	775	758	741	726
		一日ごみ量 [t/日]	2.27	2.22	2.17	2.12	2.08	2.03	1.99
		原単位 [g/人/日]	518.2	518.9	516.7	517.1	516.9	516.4	517.6
	不燃ごみ (不燃性粗大含む)	年間ごみ量 [t/年度]	152	147	143	139	134	130	125
		一日ごみ量 [t/日]	0.41	0.40	0.39	0.38	0.37	0.36	0.34
		原単位 [g/人/日]	95.2	94.1	93.4	92.7	91.4	90.6	89.1
	資源ごみ	年間ごみ量 [t/年度]	125	123	122	120	118	116	114
		一日ごみ量 [t/日]	0.35	0.33	0.33	0.32	0.32	0.32	0.31
		原単位 [g/人/日]	78.6	78.7	79.7	80.1	80.5	80.8	81.3
	その他	年間ごみ量 [t/年度]	3	2	2	2	2	2	2
		一日ごみ量 [t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		原単位 [g/人/日]	1.9	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4
	排出量	年間ごみ量 [t/年度]	1,107	1,083	1,058	1,036	1,012	989	967
		一日ごみ量 [t/日]	3.02	2.94	2.88	2.81	2.76	2.70	2.63
		原単位 [g/人/日]	693.9	692.9	691.1	691.3	690.0	689.3	689.4

注) 端数処理のため若干の誤差を含む。

2 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

容器包装廃棄物の排出量の見込みは、ごみ排出量に容器包装廃棄物比率を乗じて算定した。製品プラスチックの排出量の見込みは、1人当たりの製品プラスチック排出量に行政区域内人口を乗じて算出した。（表2）

$$\begin{aligned} \text{容器包装廃棄物の} \\ \text{排出量の見込み} &= \boxed{\text{ごみ排出量}} \times \boxed{\text{容器包装廃棄物比率}} \\ &\quad (\text{環境省事例}) \\ \text{製品プラスチックの} \\ \text{排出量の見込み} &= \boxed{\text{1人当たりプラスチック排出量}} \times \boxed{\text{製品プラスチックの比率}} \times \boxed{\text{行政区域内人口}} \end{aligned}$$

表2 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

	年度	R8	R9	R10	R11	R12
可燃+不燃+資源+粗大+その他	[t/年度]	1,058	1,036	1,012	989	967
	[t/日]	2.90	2.84	2.77	2.71	2.65
容器包装廃棄物	[t/年度]	355	349	342	335	327
	[t/日]	0.97	0.96	0.94	0.92	0.90
スチール製容器 0.7%	[t/年度]	7	7	7	7	7
	[t/日]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
アルミ製容器 1.4%	[t/年度]	14	14	14	13	13
	[t/日]	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
無色のガラス製容器 1.9%	[t/年度]	20	20	19	19	18
	[t/日]	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
茶色のガラス製容器 9.5%	[t/年度]	100	98	96	94	92
	[t/日]	0.27	0.27	0.26	0.26	0.25
その他のガラス製容器 0.4%	[t/年度]	4	4	4	4	4
	[t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
飲料用紙製容器包装 0.6%	[t/年度]	6	6	6	6	6
	[t/日]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
段ボール 4.2%	[t/年度]	45	44	43	42	41
	[t/日]	0.12	0.12	0.12	0.12	0.11
その他の紙製容器包装 3.1%	[t/年度]	33	32	32	31	30
	[t/日]	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08
ペットボトル 2.5%	[t/年度]	26	26	25	25	24
	[t/日]	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
白色トレイ 0.3%	[t/年度]	3	3	3	3	3
	[t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
その他プラ製容器包装 9.2%	[t/年度]	97	95	93	91	89
	[t/日]	0.27	0.26	0.25	0.25	0.24
製品プラスチック 0.8%	[t/年度]	8	8	8	8	8
	[t/日]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02

注) 容器包装廃棄物の比率、1人当たりプラスチック排出量、製品プラスチックの比率は市町村分別収集計画策定の手引き（十一訂版）より
端数処理のため若干誤差が生じる。

3 容器包装廃棄物の資源化量の推計

容器包装廃棄物の資源化量の推計は、令和3年度の施設の処理実績を基に処理内訳の推計を行った。（表3）

表4に本町の容器包装廃棄物の分別基準適合物量を示す。

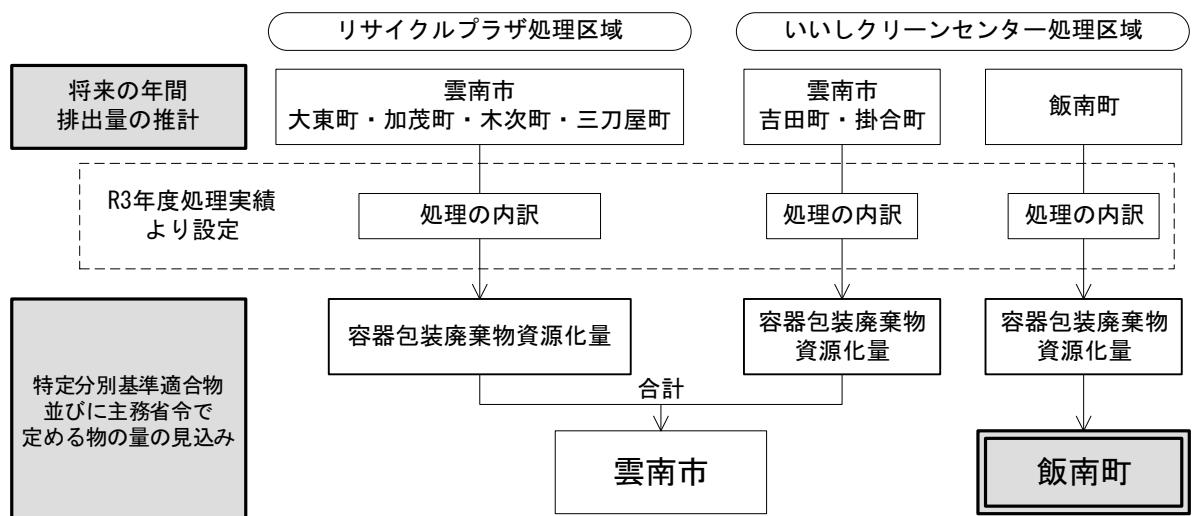


図2 容器包装廃棄物資源化量の推計

表3 ごみ処理内訳の推計結果

		年度	R8	R9	R10	R11	R12
可燃ごみ 【100.0%】	焼却	[t/年度]	791	775	758	741	726
		[t/日]	2.17	2.12	2.08	2.03	1.99
段ボール 【0.9%】	資源化	[t/年度]	7	7	7	7	7
		[t/日]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
古紙 【1.7%】	資源化	[t/年度]	13	13	13	13	12
		[t/日]	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03
その他可燃物 【97.4%】	焼却・RDF	[t/年度]	771	755	738	721	707
		[t/日]	2.11	2.07	2.02	1.98	1.94
不燃ごみ・粗大ごみ・その他	-	[t/年度]	145	141	136	132	127
		[t/日]	0.40	0.39	0.38	0.37	0.35
金属類 【18.1%】	資源化	[t/年度]	26	26	25	24	23
		[t/日]	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
乾電池 【0.9%】	資源化	[t/年度]	1	1	1	1	1
		[t/日]	0.003	0.003	0.003	0.003	0.00
蛍光管 【0.6%】	資源化	[t/年度]	1	1	1	1	1
		[t/日]	0.003	0.003	0.003	0.003	0.00
特定家電4品目 【0.8%】	資源化	[t/年度]	1	1	1	1	1
		[t/日]	0.003	0.003	0.003	0.003	0.00
小型家電 【7.5%】	資源化	[t/年度]	11	11	10	10	10
		[t/日]	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
その他搬出物 【53.3%】	委託	[t/年度]	77	74	73	70	67
		[t/日]	0.21	0.20	0.20	0.19	0.18
不燃残渣 【15.6%】	埋立	[t/年度]	23	22	21	21	20
		[t/日]	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
ピン・カン 【3.2%】	-	[t/年度]	5	5	4	4	4
		[t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
ビン 【76.8%】	-	[t/年度]	4	4	3	3	3
		[t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
無色のガラス製容器 【39.5%】	資源化	[t/年度]	2	2	1	1	1
		[t/日]	0.01	0.01	0.003	0.003	0.00
茶色のガラス製容器 【43.5%】	資源化	[t/年度]	2	2	1	1	1
		[t/日]	0.01	0.01	0.003	0.003	0.00
その他のガラス製容器 【17.0%】	資源化	[t/年度]	0	0	1	1	1
		[t/日]	0	0	0.003	0.003	0.00
カン 【23.2%】	-	[t/年度]	1	1	1	1	1
		[t/日]	0.003	0.003	0.003	0.003	0.00
スチール製容器 【36.8%】	資源化	[t/年度]	0	0	0	0	0
		[t/日]	0	0	0	0	0.00
アルミ製容器 【63.2%】	資源化	[t/年度]	1	1	1	1	1
		[t/日]	0.003	0.003	0.003	0.003	0.00
資源ごみ(ピン・カン類)	-	[t/年度]	28	27	26	25	25
		[t/日]	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
ピン 【76.8%】	-	[t/年度]	22	21	20	19	19
		[t/日]	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
無色のガラス製容器 【39.5%】	資源化	[t/年度]	9	8	8	8	8
		[t/日]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
茶色のガラス製容器 【43.5%】	資源化	[t/年度]	10	9	9	8	8
		[t/日]	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02
その他のガラス製容器 【17.0%】	資源化	[t/年度]	3	4	3	3	3
		[t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
カン 【23.2%】	資源化	[t/年度]	6	6	6	6	6
		[t/日]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
スチール製容器 【36.8%】	資源化	[t/年度]	2	2	2	2	2
		[t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
アルミ製容器 【63.2%】	資源化	[t/年度]	4	4	4	4	4
		[t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
資源ごみ(古紙・布類)	-	[t/年度]	94	93	92	91	89
		[t/日]	0.26	0.25	0.25	0.25	0.24
段ボール 【31.0%】	資源化	[t/年度]	29	29	29	28	28
		[t/日]	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
紙パック 【0.2%】	資源化	[t/年度]	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		[t/日]	0.001	0.001	0.001	0.001	0.0005
古紙 【55.7%】	資源化	[t/年度]	53	52	51	51	49
		[t/日]	0.14	0.14	0.14	0.14	0.13
布・衣類 【13.1%】	資源化	[t/年度]	12	12	12	12	12
		[t/日]	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03

注) 端数処理のため若干誤差が生じる。

表4 容器包装廃棄物分別基準適合物量の将来推計結果

	年度	R8	R9	R10	R11	R12
スチール製容器	[t/年度]	2	2	2	2	2
	[t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
アルミ製容器	[t/年度]	5	5	5	5	5
	[t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
無色のガラス製容器	[t/年度]	11	10	9	9	9
	[t/日]	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02
茶色のガラス製容器	[t/年度]	12	11	10	9	9
	[t/日]	0.04	0.03	0.02	0.02	0.02
その他のガラス製容器	[t/年度]	3	4	4	4	4
	[t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
飲料用紙製容器包装	[t/年度]	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	[t/日]	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
段ボール	[t/年度]	36	36	36	35	35
	[t/日]	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
ペットボトル	[t/年度]	0	0	0	0	0
	[t/日]	0	0	0	0	0.00
合 計		69	68	66	64	64
		[t/日]	0.20	0.19	0.18	0.18
						0.17

注) 端数処理のため若干誤差が生じる。